

子育てグリーン 住宅支援事業

交付申請期間

令和7年3月下旬
～令和7年12月31日

対象住宅の補助額

対象	対象条件	補助額						
予算	400億円							
すべての世帯	<p>★Sタイプ 【要件】 必須工事①②③すべて実施</p> <p>★Aタイプ 【要件】 必須工事①②③のうち、いずれか2つを実施</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">補助対象工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>必須工事</td> <td> ①開口部の断熱改修 ②躯体の断熱改修 ③エコ住宅設備の設置 </td> </tr> <tr> <td>附帯工事</td> <td> ④子育て対応改修 ⑤防災性向上改修 ⑥バリアフリー改修 ⑦空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置 ⑧リフォーム瑕疵保険等への加入 </td> </tr> </tbody> </table> <p>→対象条件の詳細につきましては国土交通省のHPをご確認ください。</p>	補助対象工事		必須工事	①開口部の断熱改修 ②躯体の断熱改修 ③エコ住宅設備の設置	附帯工事	④子育て対応改修 ⑤防災性向上改修 ⑥バリアフリー改修 ⑦空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置 ⑧リフォーム瑕疵保険等への加入	<p>Sタイプ ▶上限60万円/戸</p> <p>Aタイプ ▶上限40万円/戸</p>
補助対象工事								
必須工事	①開口部の断熱改修 ②躯体の断熱改修 ③エコ住宅設備の設置							
附帯工事	④子育て対応改修 ⑤防災性向上改修 ⑥バリアフリー改修 ⑦空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置 ⑧リフォーム瑕疵保険等への加入							

※こちらは令和7年2月28日時点の資料をもとに作成しております。最新情報につきましては国交省ホームページにてご確認をお願いいたします。

躯体の断熱改修：部位別補助額

分類	外壁	屋根・天井	床
ZEHレベル	169,000円/戸 (84,000円/戸) [※]	60,000円/戸 (30,000円/戸) [※]	105,000円/戸 (52,000円/戸) [※]

※部分断熱の場合の補助額です。断熱材の使用枚数は裏面にございます。

PICK UP

「フェノバボード」の1戸当たりの最低使用量【m³】×補助額

施工部分		断熱材：フェノバボード		1戸当たりの補助額	厚み別m ³ 数（三六板）			
		戸建住宅	共同住宅		厚み【mm】	体積/枚【m ³ 】	厚み【mm】	体積/枚【m ³ 】
外壁	全面	7.0	1.9	169,000円/戸	15	0.024	60	0.099
	部分	3.5	1.0	84,000円/戸	20	0.033	63	0.104
屋根・天井	全面	8.0	5.7	60,000円/戸	25	0.041	80	0.132
	部分	4.0	2.9	30,000円/戸	30	0.049	90	0.149
床	全面	3.0	2.3	105,000円/戸	35	0.057		
	全面 (基礎断熱)	1.8	0.345		40	0.066		
	部分	1.5	1.2	45	0.074			
	部分 (基礎断熱)	0.45	0.18	50	0.082			

詳細は下記↓



必要枚数 早見表

計算式

$$\text{断熱材最低使用枚数} = \frac{\text{断熱材最低使用量【m}^3\text{】}}{\text{断熱材1枚の体積【m}^3\text{】}}$$

戸建（部分：床45mm）

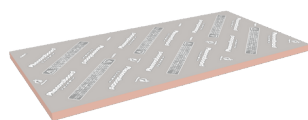
$$21\text{枚} \div \frac{1.5\text{m}^3}{0.074\text{m}^3}$$

共同（部分：壁20mm）

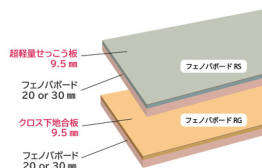
$$31\text{枚} \div \frac{1.0\text{m}^3}{0.033\text{m}^3}$$

補助対象断熱材

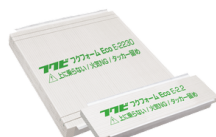
フェノバボード



フェノバボードR



フクフォームEco



他の補助金との併用

補助制度	併用可否
子育てエコホーム支援事業	▲（請負工事契約が別である場合は併用可）
既存住宅における断熱リフォーム支援事業	▲（請負工事契約が別である場合は併用可）
次世代省エネ建材支援事業	▲（請負工事契約が別かつ工期が別である場合は併用可）
戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業及び集合住宅の省CO ₂ 化促進事業	▲（請負工事契約が別である場合は併用可）
長期優良住宅化リフォーム推進事業	▲（請負工事契約が別かつ工期が別である場合は併用可）
外構部の木質化対策支援事業	▲（請負工事契約が別である場合は併用可）
住宅・建築物省エネ改修推進事業（交付金）	▲（請負工事契約が別である場合は併用可）
断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO ₂ 加速化支援事業（環境省）、高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金、既存賃貸集合住宅の省エネ化支援事業（経済産業省）	▲（補助対象が重複しない場合は併用可）

※ 掲載内容には変更の可能性があります。詳細につきましては国土交通省のHPをご確認ください。